

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

いよいよ  
2週間前！

カリスマ社会福祉士による

# 社会福祉士国家試験

～3か月で合格できる覚え方～

## 2023 カリスマ社会福祉士の特別授業（第2回）

- ・ こども基本法 & こども家庭庁
- ・ 児童福祉法改正 & 福祉行政報告例
- ・ 社会福祉法改正、成年年齢引下げ

## 2023年度～こども基本法

### 第一条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### 第二条（定義）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### 第三条（基本理念）

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

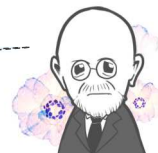
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### 児童権利条約第12条

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。



コルチャック先生



「子どもには、望み、願い、要求する権利があり、成長する権利とそして成熟する権利、また、その達成によって果実をもたらす権利がある。」

## ヤヌシュ・コルチャック 職業：小児科医、児童文学作家

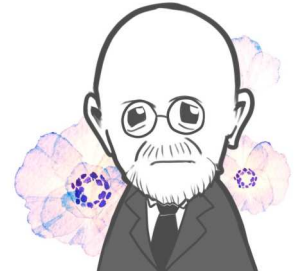
コルチャック先生

- 1878年 ポーランドのワルシャワに生まれる
- 1911年～ユダヤ人孤児院「ドム・シェロト」院長
- 1940年～ナチス強制収容所へ

作家として著名だったことで、各国ユダヤ人実力者から救いの手が伸びたが、子供たちと運命を共にすることを選ぶ



子供たちは全員銃殺され、コルチャックはその銃殺を最後まで見届けることを強要された後、最後に自身も銃殺された（引用：Wikipedia）



「百人の子どもは百人の人間だ。それは、いつかどこかに現れる人間ではない。まだ見ぬ人間でもなく、明日の人間でもなく、すでに今、人間なのだ。小っちゃな世界ではなく、世界そのものなのだ。小さな人間ではなく、偉大な人間。無垢な人間ではなく、人間的な価値、人間的な美点、人間的な特徴、人間的な志向、人間的な望みを確かに持った存在なのだ。」

（出典：「コルチャック 子どもの権利の尊重」塚本智宏 著）

「子どもは尊敬され信頼するに値し、友人としての関係に値するということだ。そして、優しい感性と陽気な笑い、純真で明るく愛嬌のある喜びを我々は彼らとともにすることができるということ。この仕事は、実りある生きいきとした、美しい仕事である。」

（出典：「コルチャックと「子どもの権利」の源流」塚本智宏 著）

### 第32回 問題137

次のうち、子どもの権利に関する先駆的な思想を持ち、児童の権利に関する条約の精神に多大な影響を与えたといわれ、第二次世界大戦下ナチスドイツによる強制収容所で子どもたちと死を共にしたとされる人物として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ヤヌシュ・コルチャック（Korczak, J.）
- 2 トーマス・ジョン・バーナード（Barnardo, T.J.）
- 3 セオドア・ルーズベルト（Roosevelt, T.）
- 4 エレン・ケイ（Key, E.）
- 5 ロバート・オーウェン（Owen, R.）

**第30回 問題138**

児童が「自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と明記しているものとして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童福祉法
- 2 児童の権利に関する条約
- 3 児童虐待の防止等に関する法律
- 4 児童権利宣言
- 5 児童憲章

**第29回 問題138**

「児童の権利に関する条約」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 第一回ホワイトハウス会議で採択された。
- 2 日本政府は、この条約を批准するための検討を進めている。
- 3 児童の権利を、能動的権利と受動的権利に関する節に分けて規定している。
- 4 「児童とは、20歳未満のすべての者をいう」と規定している。
- 5 「自由に自己の意見を表明する権利の確保」について規定している。



## 2023年度～こども家庭庁＆こども基本法

	幼稚園	保育所	認定こども園
種別	学校	児童福祉施設	幼保連携型、幼稚園型、保育所型
根拠法	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法
管轄	文部科学省	厚生労働省 → <b>こども家庭庁</b>	内閣府 → <b>こども家庭庁</b>
対象	満3歳～就学前	0歳～就学前	0歳～就学前
営業時間	4時間	8～11時間	4～11時間

法律	国	都道府県	市町村
こども基本法	こども大綱 (義務)	都道府県こども計画 (努力義務)	市町村こども計画 (努力義務)
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援推進大綱 (義務)	都道府県子ども・若者計画 (努力義務)	市町村子ども・若者計画 (努力義務)
子どもの貧困対策推進法	大綱 (義務)	都道府県計画 (努力義務)	市町村計画 (努力義務)

これらは3つは一体のものとして策定できる

これらは3つは一体のものとして策定できる

### <こども基本法>

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、**都道府県こども計画を定めるよう努めるものとする。**  
 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、**市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。**  
 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する**都道府県子ども・若者計画**、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する**都道府県計画**その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと**一体のものとして作成することができる。**  
 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する**市町村子ども・若者計画**、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する**市町村計画**その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと**一体のものとして作成することができる。**

<福祉計画>	作成義務	市町村	都道府県	国	一般事業主	監視	根拠法
		H30～努力義務	H30～努力義務	一体として策定しなければならない			社会福祉法
地域福祉（支援）計画				一体として策定できる			
介護保険事業（支援）計画	3年	都道府県知事に提出	厚生労働大臣に提出	整合性の確保が保たれたものでなければならない			介護保険法
老人福祉計画	有	都道府県知事に提出	厚生労働大臣に提出	調和の保たれたものでなければならない			老人福祉法
障害者計画	有	合議制の機関（任意設置）を設置している場合その意見を聞かなければならない	合議制の機関（必置）の意見を聞かなければならない	内閣総理大臣が障害者基本計画を策定		内閣府障害者政策委員会	障害者基本法
障害福祉計画	3年	3年ごとの策定義務 都道府県知事に提出 合議制の機関（任意設置）を設置している場合その意見を聞かなければならない	3年ごとの策定義務 厚生労働大臣に提出 合議制の機関（必置）の意見を聞かなければならない、さらに協議会（任意設置）の意見を聞くよう努めなければならない			市町村・都道府県が調査分析評価	障害者総合支援法
障害児福祉計画	3年						児童福祉法
子ども・子育て支援事業計画	5年	都道府県知事に提出	内閣総理大臣に提出	国が基本計画（指針）を定める			子ども・子育て支援法
次世代育成支援のための行動計画	※	5年ごとに策定することができる（任意）	5年ごとに策定することができる（任意）	主務大臣が指針を策定	※従業員101人以上は義務		次世代育成支援対策推進法
医療計画	6年	無	H30～6年毎 厚生労働大臣に提出				医療法
		市町村計画	都道府県計画				医療介護総合確保推進法
医療費適正化計画	6年	無	H30～6年毎 厚生労働大臣に提出	H30～6年毎（計画+指針）			高齢者医療確保法
健康増進計画		努力義務	義務				健康増進法

## 2024年度～児童福祉法改正

- ・市区町村に「**こども家庭センター**」設置の努力義務
- ・虐待を受けた子ども等の一時保護では、裁判所が必要性を判断する司法審査を導入
- ・虐待などに対応する児童福祉司を自治体が任用する際は、十分な知識や技術を求める
- ・児童養護施設等の子どもの自立支援で、年齢制限の撤廃（**ケアリーバー**対応）
- ・子どもへのわいせつ行為などで登録を取り消された保育士の再登録を厳格化

### ソーシャルワークの中心的役割

	根拠法	所管	機能
こども家庭センター (市町村の努力義務)	児童福祉法	こども家庭庁	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援、サポートプランの作成や 勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント
子育て世代包括支援センター	母子保健法		妊産婦や乳幼児の保護者の相談
子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法		虐待や貧困などの問題を抱えた家庭への支援

## 児童虐待への取組



- ・一時保護の解除後の児童の安全の確保義務（都道府県）
- ・親権者は、児童のしつけとしての体罰禁止
- ・体罰以外に用いるべきでない心を傷つける行為：怒鳴りつける、辱める、笑いものにす、けなす、子どもの心を傷つける暴言など

## 令和3年度 福祉行政報告例 by 厚生労働省

図5 児童虐待の相談種別件数の年次推移

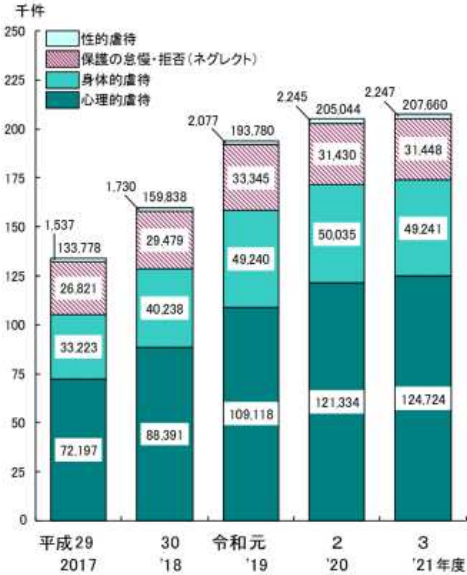
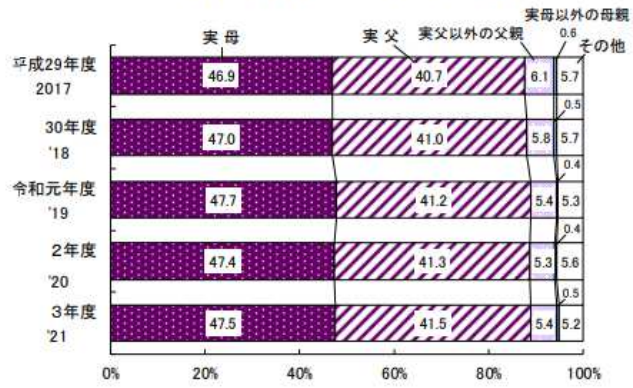
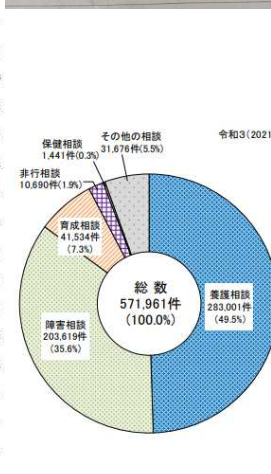
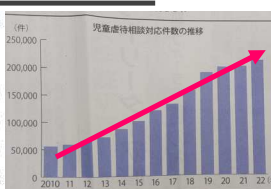
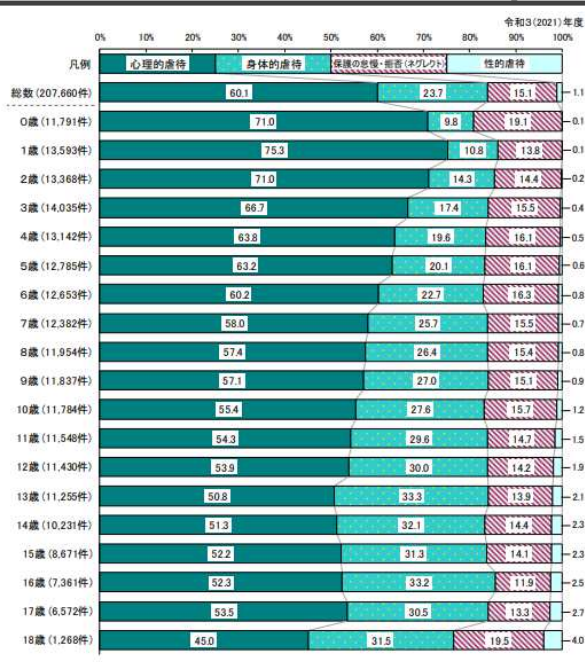


図6 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移



## 令和3年度 福祉行政報告例 by 厚生労働省



発行所 福祉新聞社 〒100-0013 東京都千代田区錦が丘3-3-1 株式会社(株) 電話 (03) 3561-0431 www.fukushishimbun.co.jp

### こども家庭庁

# 児童虐待21万件超え

## 32年連続で過去最多

児童虐待相談対応件数は、令和3(2021)年度(令和3年10月1日現在)に21万7千500件を超え、過去最多を更新した。これは、平成29年度(2017年)の15万3千778件から増加している。令和3年度は、心的虐待(12万4千724件)と身体的虐待(4万9千241件)の増加が主な要因と見られる。

虐待者別構成割合は、令和3年度は実母が47.5%、実父が41.5%、実父以外の父親が5.4%、実母以外の母親が5.2%、その他が0.6%となっている。

年齢別の構成割合は、0歳児が71.0%を占め、18歳児は45.0%となっている。

相談種別別の構成割合は、養護相談が49.5%、その他相談が5.5%、非行相談が1.9%、育児相談が7.3%、保健相談が0.3%となっている。

死亡届出件数は、令和3年度は111件となっている。

## 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）

### 2. 死亡事例（66例・77人）の分析

#### （1）心中以外の虐待死（47例・49人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡した子どもの年齢	「0歳」・・・31例・32人（65.3%） （0歳のうち月齢0か月児が15例・16人（50.0%））
○ 主な虐待の種類	「ネグレクト」・・・20例・22人（44.9%） 「身体的虐待」・・・21例・21人（42.9%） 「頭部外傷」・・・7例・7人（20.6%※）
○ 直接の死因	「頸部絞扼以外による窒息」・・・7例・7人（20.6%※）
○ 主たる加害者	「実母」・・・28例・29人（59.2%） 「実父」・・・4例・4人（8.2%）「実母と実父」・・・2例・2人（4.1%）
○ 加害の動機（複数回答）	「子どもの世話・養育をする余裕がない」・・・5例・5人（10.2%） 「泣きやまないことにはらだたため」・・・4例・4人（8.2%） 「その他」・・・7例・8人（16.3%）
○ 妊娠期・周産期における問題（複数回答）	「妊婦健康診査未受診」・・・19例・19人（38.8%） 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」・・・14例・14人（28.6%）
○ 乳幼児健康診査の受診状況	「3～4か月児健康診査」の未受診者・・・7人（29.2%※） 「1歳6か月児健康診査」の未受診者・・・2人（14.3%※） 「3歳児健康診査」の未受診者・・・3人（27.3%※）
○ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等	「養育能力の低さ」・・・15例・15人（30.6%） 「育児不安」・・・15例・15人（30.6%） 「産後うつ」・・・5例・5人（10.2%） 「精神障害」・・・5例・5人（10.2%） （養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり(授乳や食事、 保清潔、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等)が 適切にできない場合としている。）
○ 関係機関の関与	児童相談所のみ関与が0例（0%）、市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与が5例 （10.6%）、児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方関与が11例（23.4%）であった。 その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与が37例（78.7%）であった。 0か月児事例16人については関係機関の関与無しが5人であった。
○ 要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例は14例（29.8%）であった。

- ・児童虐待相談件数は一貫して増加
- ・虐待種別では「心理的虐待」が最多
- ・相談経路（通告）は「警察」が最多
- ・虐待死「身体的虐待」「ネグレクト」
- ・虐待死「0歳0カ月」が最多
- ・虐待死「実母」が最多

2

※ この割合は、「不明」または未記入であった回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

### 模擬問題

「令和3年度福祉行政報告例」（厚生労働省）における児童相談所の相談に関する統計の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい

- 1 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、30万件を超えている。
- 2 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、30年以上増加し続けている。
- 3 児童相談所が対応した虐待相談を虐待種別で見ると、身体的虐待が最も多い。
- 4 児童相談所が受け付けた虐待相談の相談経路は、学校が最も多い。
- 5 児童相談所が受け付けた相談の内訳で見ると、養護相談に次いで多いのは育成相談である。

**第31回 問題142**

「平成28年度福祉行政報告例」（厚生労働省）における児童相談所の相談に関する統計の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい

- 1 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、10万件を超えている。
- 2 児童相談所が対応した虐待相談を虐待種別で見ると、身体的虐待が最も多い。
- 3 児童相談所が対応した相談のうち、児童福祉法に基づく入所措置をとったものは3割程度である。
- 4 児童相談所が受け付けた相談の相談経路は、学校が最も多い。
- 5 児童相談所が受け付けた障害相談の内訳で見ると、肢体不自由相談が最も多い。

**第34回 問題138**

次の記述のうち、2019年度（令和元年度）の児童相談所における児童虐待相談対応件数（「福祉行政報告例」（厚生労働省））について、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 虐待相談対応件数は、5年前と比べて減少している。
- 2 心理的虐待は、5年前と比べて減少している。
- 3 警察等からの虐待通告は、5年前と比べて増加している。
- 4 相談種別で件数をみると、ネグレクトの割合が最も高い。
- 5 相談の経路（通告者）は、家族・親戚からの割合が最も高い。

**第34回 問題142**

児童相談所の一時保護に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 一時保護する場合には親権者の同意が必要である。
- 2 一時保護は児童相談所に設置されている一時保護所に限って行う。
- 3 親権者の意に反して2か月を超える一時保護を実施するためには、児童福祉審議会の承認を得なければならない。
- 4 都道府県知事は、一時保護所の福祉サービス第三者評価を行わなければならない。
- 5 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

**第33回 問題137**

2019年（令和元年）に改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 児童相談所における介入担当と保護者支援担当は、同一の児童福祉司が担うこととなった。
- 2 児童相談所の業務の質について、毎年、評価を実施することが義務づけられた。
- 3 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。
- 4 特別区（東京23区）に、児童相談所を設置することが義務づけられた。
- 5 一時保護の解除後の児童の安全の確保が、市町村に義務づけられた。

## 第32回 問題136

社会保障審議会児童部会に設置された児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」（2018年（平成30年））に示された心中以外の虐待死に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 死因となる虐待の種類は、ネグレクトが最も多い。
- 2 主たる加害者は、実父が最も多い。
- 3 虐待通告を受理した後、48時間以内に安全確認をすることを新たに提言した。
- 4 死亡した子どもの年齢は、0歳が最も多い。
- 5 児童相談所が関与していた事例が半数を超えている。

## 2024年度～困難女性支援法

■女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。  
 ■こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

#### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

#### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

#### ■教育・啓発

#### ■調査研究の推進

#### ■人材の確保

#### ■民間団体援助

#### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

#### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

#### ■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

#### 女性相談支援センター

（旧名：婦人相談所）

#### 女性相談支援員

（旧名：婦人相談員）

#### 女性自立支援施設

（旧名：婦人保護施設）

#### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
 ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

### 売春防止法

第1章 総則  
 （主な規定）  
 第1条 目的  
 第2条 定義  
 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分  
 （主な罰則）  
 第5条 勧誘等  
 第6条 売渡等  
 第11条 場所の提供  
 第12条 売春をさせる罪

第3章 補導処分  
 （主な規定）  
 第17条 補導処分  
 第18条 補導処分の期間  
 第22条 反省

廃止

第4章 保護更生  
 （主な規定）  
 第24条 婦人相談所  
 第35条 婦人相談員  
 第36条 婦人保護施設  
 第38条 都道府県及び市の支弁  
 第40条 国の負担及び補助

存続



## 売春防止法 → 困難女性支援法

	売春防止法	困難女性支援法
成立	1956年	2022年
施行	1957年	2024年
相談所	婦人相談所（都道府県に必置）	女性相談支援センター（都道府県に必置）
相談員	婦人相談員（都道府県知事が委嘱）	女性相談支援員（都道府県に必置） ※女性相談支援センターを設置する指定都市にも
基本方針		厚生労働大臣（義務）
基本計画		都道府県（義務） 市町村（努力義務）

### ○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う  
\* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

### ○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う  
\* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

### ○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

### ○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

## 模擬問題

福祉計画の策定に際して、相互の計画を一体のものとして作成することができる計画を2つ選びなさい。

- 1 市町村地域福祉計画と市町村老人福祉計画
- 2 都道府県障害福祉計画と都道府県障害児福祉計画
- 3 市町村こども計画と市町村子ども・若者計画
- 4 都道府県介護保険事業支援計画と都道府県老人福祉計画
- 5 市町村健康増進計画と市町村医療計画

**模擬問題**

福祉計画等の策定に関する次の記述のうち、5年ごとに策定されなければならない計画を1つ選びなさい。

- 1 市町村子ども計画
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画
- 3 市町村子ども・若者計画
- 4 市町村障害児福祉計画
- 5 市町村次世代育成支援のための行動計画

**2022.4.1 成人年齢引下げ**

民法改正「成年年齢の引下げ」by 法務省

**法律の要点**

**1 成年年齢の引下げ (民法第4条)**

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
  - ②親権に服することなくなる年齢
- いずれも20歳から18歳に引き下げ  
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

**2 女性の婚姻開始年齢の引上げ (民法第731条)**

(現行法) 男性18歳 女性16歳 → 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ  
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

**3 施行までの周知期間**

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響  
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要 → 2022年4月1日から施行

成年年齢を18歳とする国 (OECD加盟国)	成年年齢を18歳以外とする国 (OECD加盟国)
アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ラトビア、ルクセンブルク	19歳：韓国 20歳：日本、ニュージーランド

**成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について**

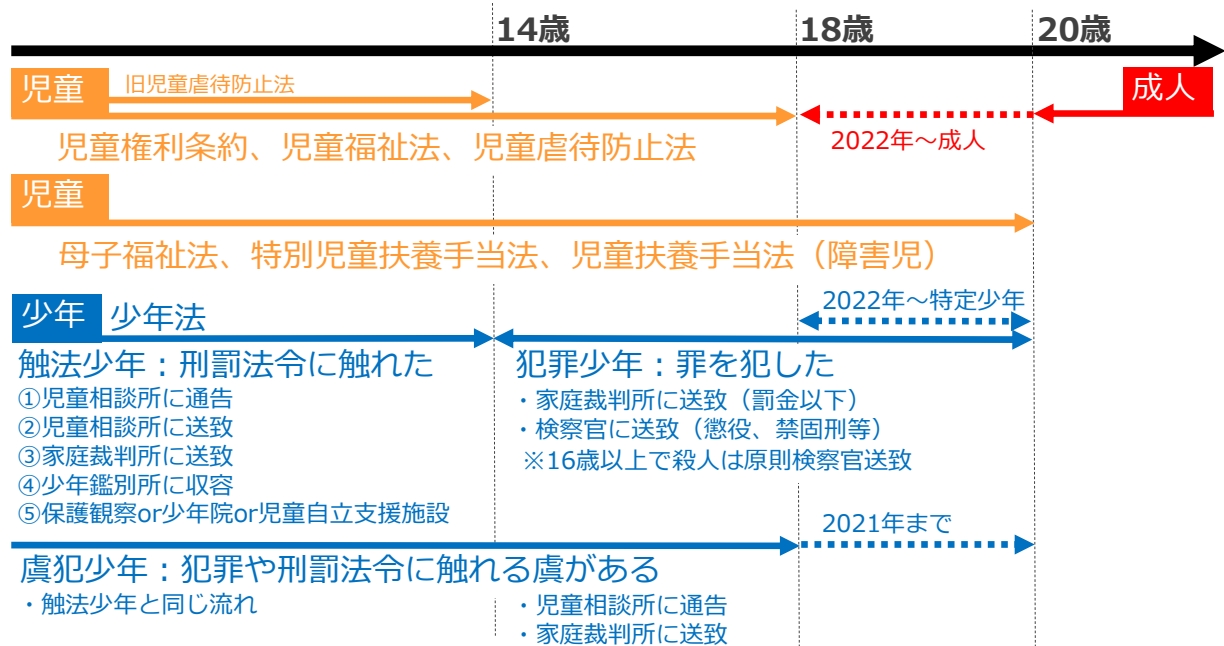
18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<p><b>改正されたもの</b> (改正前は「二十歳」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録水先人養成施設等の講師 (水先法)</li> <li>● 帰化の要件 (国籍法)</li> <li>● <b>社会福祉主事資格 (社会福祉法)</b></li> <li>● 登録海技免許講習実施機関等の講師 (船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>● 登録電子通信移行講習実施機関の講師 (船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律)</li> <li>● 10年用一般旅券の取得 (旅券法)</li> <li>● <b>性別の取扱いの変更の審判 (同性・性障害者の取扱いの特例に関する法律)</b></li> <li>● <b>人権擁護委員・民生委員資格 (公職選挙法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第43号))</b></li> </ul>	<p><b>改正されたもの</b> (改正前は「未成年」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 養子をとることができる年齢 (民法)</li> <li>● 喫煙年齢 (未成年者喫煙禁止法：題名を改正)</li> <li>● 飲酒年齢 (未成年者飲酒禁止法：題名を改正)</li> <li>● 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等 (児童福祉法)</li> <li>● 勝馬投票券の購入年齢 (競馬法)</li> <li>● 勝者投票券の購入年齢 (自転車競技法)</li> <li>● 勝車投票券の購入年齢 (小型自動車競走法)</li> <li>● 勝舟投票券の購入年齢 (モーターボート競走法)</li> <li>● アルコール健康障害の定義 (アルコール健康障害対策基本法)</li> </ul>
<p><b>改正が不要なもの</b> (「未成年者」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分籍 (戸籍法)</li> <li>● 公認会計士資格 (公認会計士法)</li> <li>● 医師免許 (医師法)</li> <li>● 歯科医師免許 (歯科医師法)</li> <li>● 獣医師免許 (獣医師法)</li> <li>● 司法書士資格 (土地家屋調査士法)</li> <li>● 行政書士資格 (行政書士法)</li> <li>● 薬剤師免許 (薬剤師法)</li> <li>● 行社会保険労務士資格 (社会保険労務士法)</li> </ul> <p>等約 130 法律</p>	<p><b>改正が不要なもの</b> (「二十歳」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢 (児童福祉法)</b></li> <li>● 船長及び機関長の年齢 (船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>● 猟銃の所持の許可 (銃砲刀剣類所持等取締法)</li> <li>● 国民年金の被保険者資格 (国民年金法)</li> <li>● 大型、中型免許等 (道路交通法)</li> <li>● <b>特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)</b></li> <li>● 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)</li> </ul> <p>等約 20 法律</p>

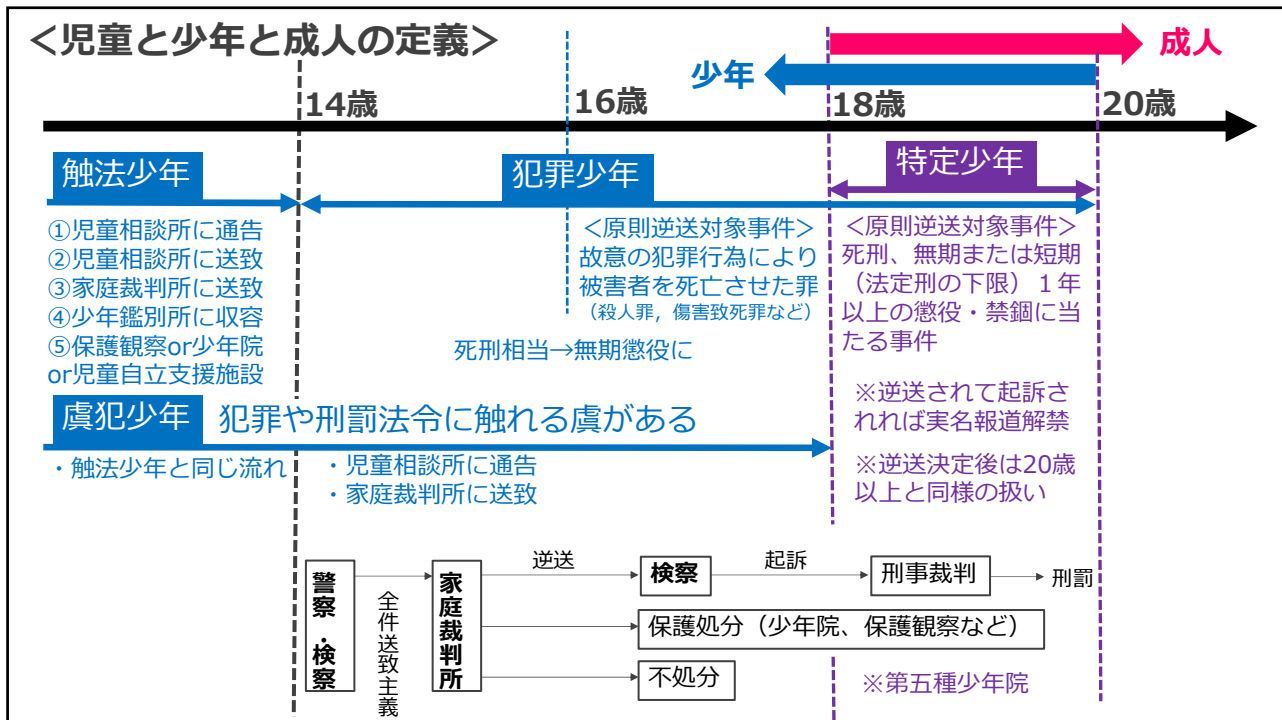
## 模擬問題

2022年の民法改正（成年年齢の引き下げ）に伴い変更になった内容について、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 18歳から喫煙が可能になった。
- 2 18歳から飲酒が可能になった。
- 3 18歳から社会福祉主事になれるようになった。
- 4 18歳以上は児童自立生活援助事業の対象でなくなった。
- 5 18歳から国民年金に加入するようになった。

## <児童と少年と成人の定義>





## 第27回 問題137

次の各法令などが対象とする「児童」として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童扶養手当法では、「児童」を16歳未満の者と定めている。
- 2 母子及び寡婦福祉法（現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法）では、「児童」を18歳未満の者と定めている。
- 3 児童手当法では、「児童」を16歳未満の者と定めている。
- 4 児童の権利に関する条約では、「児童」を16歳未満の者と定めている。
- 5 児童虐待の防止等に関する法律では、「児童」を18歳未満の者と定めている。

**第29回 問題150**

非行少年の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 触法少年に対して、家庭裁判所は少年院送致の保護処分をすることができる。
- 2 触法少年に対して、検察官は起訴猶予処分を行うことができる。
- 3 犯罪少年に対して、警察は児童相談所に送致することができる。
- 4 少年院在院者に対して、少年院長は仮退院の許可決定を行うことができる。
- 5 虞犯少年に対して、児童相談所長は検察官に送致することができる。

**第30回 問題149**

触法少年に対する関係機関の対応に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 警察は、触法少年を検察官に送致することができる。
- 2 警察は、触法少年を地方裁判所に送致することができる。
- 3 児童相談所長は、触法少年を児童自立支援施設に入所させることができる。
- 4 児童相談所長は、触法少年を検察官に送致することができる。
- 5 家庭裁判所は、触法少年を検察官に送致することができる。

**公認心理師 第2回 問55**

虞犯について、正しいものを2つ選べ。

- ① 虞犯少年とは14歳以上の者をいう。
- ② 虞犯少年は少年院送致の処分を受けることがある。
- ③ 虞犯という概念は少年に限らず、成人にも適用される。
- ④ 虞犯少年とは、将来罪を犯すおそれのある少年のことをいう。
- ⑤ 虞犯少年は児童相談所における措置は受けるが、家庭裁判所には送致されない。

**公認心理師 第1回 問99**

少年事件の処理手続として、正しいものを1つ選べ。

- ① 14歳未満の触法少年であっても重大事件である場合は検察官送致となることがある。
- ② 14歳以上で16歳未満の犯罪少年は検察官送致とならない。
- ③ 16歳以上で故意に人を死亡させた事件の場合は、原則的に検察官送致となる。
- ④ 18歳未満の犯罪少年であっても重大事件を犯せば死刑になることがある。
- ⑤ 事案が軽微で少年法の適用が望ましい事件の場合は、20歳を超えても家庭裁判所で不処分を決定することができる。

## 模擬問題

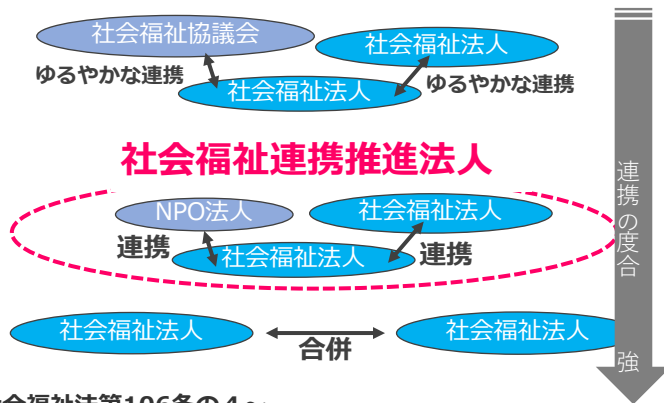
少年法に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選べ。

- 1 少年とは、20歳未満の者をいう。
- 2 罪を犯した14歳未満の少年は、家庭裁判所に送致されることはない。
- 3 18歳以上の少年を特定少年と呼び、虞犯少年も含まれる。
- 4 特定少年が家庭裁判所に送致されれば、実名報道が可能となる。
- 5 特定少年が起訴された場合、刑事裁判では成人と同様に扱われる。

## 令和2年 社会福祉法改正（令和3年4月～）

### 第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、**地域住民**が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。



### 重層的支援体制整備事業

～社会福祉法第106条の4～

障害者、高齢者、児童、生活困窮者、老老介護、ダブルケア、8050問題、ゴミ屋敷、虐待問題・・・

・市町村の任意事業



①包括的相談支援事業

②参加支援事業

③地域づくり事業

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業、⑥支援プランの作成

## 社会福祉法106条（重層的支援体制整備事業）

○市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

○市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター・・・などと緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

○市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは「**重層的支援体制整備事業実施計画**」を策定するよう努めるものとする。

○重層的支援体制整備事業実施計画は、市町村地域福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村子ども・子育て支援事業計画、その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと**調和が保たれたもの**でなければならない。

○市町村は、支援関係機関、委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される「**支援会議**」を組織することができる。支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

## 社会福祉連携推進法人（2022.11.29 福祉新聞）

**関東・甲信越静**

都内初の社会福祉連携推進法人が4日、都から認定を受けた。名称は「社会福祉連携推進法人公益社団法人」。高齢福祉事業を行う三つの社会福祉法人が参加する。スケールメリットを生かしつつ業務を効率化し、最少人数で最大の収益を目指す。連携推進法人は全国で5例目となる。

参加法人は東京都八王子市の一誠会（事業規模約11億）、岐阜県中津川市の五常会（約14億）、北海道釧路市の戸井福祉会（約3億）。

以前から協力関係にあり、災害時支援協定を結んで共同防災訓練も行ってきた。人材不足や福祉ニーズの多様化などへの対応が迫られる中、関係をより深化させて相乗効果を発揮しようと連携推進法人を立ち上げた。

「一般社団法人格取得した。業務は規定されているが、業務の範囲を拡大して行う。業務ごとに委員会を設けて具体策を検討、実施していく。」

**都初の連携法人**  
経営の相乗効果発揮へ

連携推進法人のメリットは、例えば、五常会（雇用している外国人材が東京・働きやすい環境を整えている）と一誠会（受け入れたい場合、一誠会で受け入れたい人材の流出を防ぐ）とが、採用面でも注目を集めている。

人あふり大きな法人の方が信用を得やすい。また、一誠会が毎週行っている介護予防教室のノウハウを参加法人に提供することもできる。一誠会の水野敬生専務理事は「各法人の理念は違っても連携推進法人のメリットを共有できれば、経営の連携は図れる」と見ている。

入会金は100万円。会費は月100円で、今後参加法人の職員数別の額を決定する職員は2人で、一誠会の特別養護老人ホーム施設長（兼務）と新規に職員を採用する。

共栄会の土屋大一郎代表理事（五常会理事）は「開業的な組織ではなく、相互にメリットが期待される事業者に開かれた法人にした」とし、障害福祉事業などを営む社会福祉法人の参加も呼び掛け、それぞれの地域で幅広く福祉ニーズに応えられるようにする。（福祉新聞）

### 社会福祉法 第11章「社会福祉連携推進法人」

第125条  
次に掲げる業務を行おうとする**一般社団法人**は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が**共同**して行うための支援
- 二 **災害が発生した場合**における社員（社会福祉事業を営業者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が営業者とする社会福祉事業の経営方法に関する**知識の共有**を図るための支援
- 四 **資金の貸付け**その他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な**資金を調達**するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が営業者とする社会福祉事業の**従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修**
- 六 社員が営業者とする社会福祉事業に必要な**設備又は物資の供給**

第127条  
所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした**一般社団法人**が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

- 一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。
- 二 社員の構成について、社会福祉法人**その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。**
- 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

第132条 **社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。**

**第34回 問題35**

次の記述のうち、社会福祉法における地域福祉の推進に関する規定として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 国及び地方公共団体は、関連施策との連携に配慮して、包括的な支援体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、その区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うものとする。
- 3 都道府県社会福祉協議会は、その区域内における地域福祉の推進のための財源として、共同募金を実施することができる。
- 4 市町村は、子ども・障害・高齢・生活困窮の一部の事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制等を整備する重層的支援体制整備事業を実施することができる。
- 5 市町村社会福祉協議会は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めなければならない。

**模擬問題**

令和2年度の社会福祉法改正に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 重層的支援体制整備事業は、都道府県が主体となって実施される。
- 2 重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に提供する。
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しなければならない。
- 4 社会福祉連携推進法人は社員の過半数が社会福祉法人で構成される、一般社団法人である。
- 5 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を実施することができる。